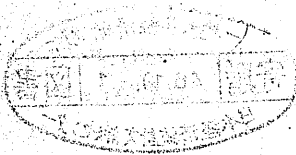


71-書504

D42H1
100
3

国民所得推計研究会資料(16)

[注意] この資料のうち、『長期経済統計』(東洋経済新報社)等に
公刊されたもの以外のもつを使用して公けにするばあいには、
前以て原著者の了解を得ることが必要である。



資料番号	資料名	氏名	資料番号	資料名	氏名
A-1	産業規模・男女及年齢別 取工一人日当り賃金(明治42年及大正3年)	梅村・申村	B-29	コモディティ・フロー法による非耐久財消費支出の推計(その二)	篠原
① 2	社史文献目録	江見		「食料バランス・シート」による追加, 商社委託加工生産, 雑貨類出荷額の補正	
3	産業及び男女別取工一人日当り賃金(大正8年・昭和3年)	梅村・申村	⑥ 30	対工部 貨幣の流通速度の推計(対産預金払込高と国民所得の比較)(戦前編)	伊東
			31	対工部 全 上 (全 上) (戦後編)	伊東
B-1	商業マージン率資料	山田(亮)	32	民間貯蓄の推計 ー金融統計からの接近ー	江見
2	有業人口(1872-1920)の推計(I) 農業人口	大川	33	「日本の資本形成」の推計 ー構成要素別ー	江見
3	資本係数の諸推計	伊東	34	国民総生産の長期推計 (昭和1年-32年)	川上外
4	戦后消費支出の推計(その一) 電信電話郵便交通費	野田		(参考) 戦前の国民総支出(大正15年-昭和4年, 一次試算)	
5	法人在庫の推計について(No.1)	倉林	⑦	(一) 昭和15年度より昭和19年度に至る国民所得推計	
② 6	戦后貨物運賃の推計(その一)	赤坂		(二) 昭和14年度より昭和17年度に至る資金統計	
7	有業人口(1872-1920)の推計(II) 商業, 商業, 工業人口	大川	35	財政支出の推計方法について(予備的覚え書)	堀野谷
8	戦后設備投資の推計(その一)	篠原	36	明治初期から第二次大戦迄の通算生計着指数(1877年-1938年)	山田(三)
9	法人在庫の推計について(No.2)	倉林	37	戦前貿易指数(品目編)	山田(亮)
10	1952-1955商業統計による消費支出の推計(衣服費・飲食費)	赤坂	38	鉱工業雇用関係資料とその推計	佐野
11	小売評価法による戦后・戦前消費推計	野田	⑧ 39	昭和5年-19年勤労所得の推計(製造業)	川上
12	戦前建設統計資料集(その一)	江見	40	Capital Formation in Postwar Japan	篠原
13	戦前生計着指数の一次試算(1892-1922)	山田(三)	41	The pattern of Japanese Long-Term Economic Growth	大川
③ 14	綿糸紡績業に於る資本蓄積(1886-1957)	川島	42	1-ルヴェルにある国民所得計算の方法と問題	倉林
15	両大戦間 GNP フォロー 試算	川勝			
16	コモディティ・フロー法による戦后建設投資・設備投資の推計(その二)	篠原			
17	両大戦間 GNP 系列の海外経常余剰実質化因子試算	川勝			
18	両大戦間生計着指数(東京)試算・資料集	安藤	C-1	明治31年-大正8年 男女・年齢各別人口の推計(改算結果)	赤坂
④ 19	25-30年度生産国民所得の改訂と総生産の推計(I) 農業	川上	2	金融機関関係基礎資料 対工部 銀行編 1900-1940	伊東
20	全 上 (II) 水産業	川上	⑨	一 資本金・貸出・有価証券・預金・資産総額附録 1930-1959 一	
21	25-30年度生産国民所得と総生産の推計, 改訂 (VI) 製造業	先崎	3A	労働人口及就業者 1950-1958	梅村
22	30-31年の生産所得と総生産額 IV 鉱業 V 建設業 VI 公益事業	先崎		一 季節調整系列, 趨勢値, 循環変動指数 一	
23	両大戦間の投資財フロー率について(一次試算)	先崎	3B	労働力率, 産業及び従業上の地位別 就業者	梅村
24	両大戦間生計着指数(東京)指数試算・資料集(改算)	安藤		一 季節調整系列, 趨勢値, 循環変動指数 一	
25	戦前貿易指数(総括編)	山田(亮)	4	農村生活水準の測定	
26	明治31年-大正8年 男女・年齢各別人口の推計	赤坂	5	昭和2-5年 農家経済調査個票再集計結果表	山田(三)
⑤ 27	国民貯蓄の推計(総括S2)	江見	⑩ 6	日本勧業銀行, 農工銀行, 拓殖銀行産業別貸出額	藤野・H.鳩
28	コモディティ・フロー法による非耐久財消費支出の推計(その一)	篠原	7	コモディティ・フロー法による1914-1936年 資本形成 一次推計資料	篠原
	一 工業統計表を中心とした輸出入特異, マーケティングの調整過程 一		8	農商統計表による産業別動力	梅村・南
			9	農家戸数修正推計 1880-1940	山田(三)

資料番号	資料名	氏名	資料番号	資料名	氏名
C-10	明治7年製造業生産額	梅村	D-23	私鉄生産所得の推計 (1882-1960)	南
(11)	農商務統計表による賃工数・賃金	梅村	24	公鉄生産所得の推計 (1872-1960)	全上
12	昭和5年不労調査による府県・男女・年齢階級別就業率	赤坂	(25)	25 耕地面積の推計 (1883-1944)	速水, 山田(2)
13	大正9年 全 上	赤坂	(26)	26 農業流動資本投下量の推計	速水
14	府県統計表による工業生産の推計 I 明治22-24年	梅村	27	27 戦前の日本における資本ストックの推計 (1868-1940)	石渡
(15)	15 製造業従業者数の推計 1919-1942年	赤坂	28	28 明治期における流通段階別・地域別物価差	野田
16	16 林業産出高の推計 1879-1958年	熊崎	(18)	29 農業生産額の推計 (1874-1961)	山田(2)
17	17 水産本業従業者数の推計 1872-1940年	赤坂	30	30 戦前鉄道ストックの推計 国鉄編 (1870-1936)	先崎
18	18 男女年令別人口の推計 1872-1878, 翌年度 就学不就学 1878-1900年	赤坂	(19)	31 民間建築投資の推計 その1 住宅, 商業	江見・石
19	19 製造業従業者数の推計 1899-1918	赤坂	(20)	32 製糸業における所得・所得率及労働の相対的分け前 1893-1942	小野
			33	33 民間建築投資の推計 その2 工業	江見・石
D-1	1881-1938 綿糸紡績業における固定設備の推計 (附図表)	藤野			
2	2 農業資本の推計	山田(2)	E-1	E-1 45以上の実質国民所得推計における生産物価(Production Method)の適用 10-17	宇藤 洋 大蔵省大臣官 房 調査課 水産庁調査課 空研調査課
3	3 建築業従業者の賃金と小売物価指数の推計 1716-1958	梅村	-2	-2 昭和18年 国家資金計画の附する参考資料	
(13)	4 1909-1940年間に於ける食料消費支出の推計 I 推計過程の説明	篠原	-3	-3 昭和21-33年 漁業投資額の推計議算 (水産調査報 No. 55)	
5	5 全 上 II 統計編(その1)	全上	-4	-4 Preliminary Summary Tables Functional Classification of Meiji Central Government Expenditures by Economic Type.	H. 大島
6	6 全 上 III 統計編(その2)	全上	(20)	20-5 Capital Accumulation and Economic Growth	カト・ア
7	7 財政收支の推計 - 中央政府編 I - 1915, 1920, 1925, 1930, 1935	塩野谷	-6	-6 Preliminary Summary Table: Functional Classification of Chosen Table for all Prefectures (for meiji 13, 22, 29 and 43 year).	H. 大島
8	8 全 上 - 中央政府編 II - 全 上	全上	-7	-7 昭和5-19年 生産と国民所得推計の検討	企画庁経済研究 所 推計調査課
(14)	9 製造業従業者数の推計 - 明治42年~昭和17年	佐野	-8	-8 明治以降 内地農産物輸出入額 (台湾・朝鮮移出入額調整済)	野田
10	10 An Approach To the Measurement of National Saving in Japan. (1878-1940)	江見	-9	-9 本邦生産数量指数 (1921-25年=100) 1868-1936	名古屋高商
11	11 第1回 個別推計の総合化	大川・赤坂			
12	12 農家戸数の推計 (1880-1940年)	山田(2)			
(15)	13 1877-1940 貨幣量・マニラ紙・預金回転率の推計 I	藤野			
14	14 全 上 II	全上			
15	15 綿紡績兼管綿織物生産額の推計 1878-1938	全上			
16	16 1900-1940 男女・年令別 就業者数の推計	赤坂			
(16)	17 肥料の生産・消費推計 (1889-1941, 1951-1959)	速水			
(18)	18 明治以降 財政收支の推計 1868-1929	江見・高松			
19	19 電気事業の所得推計 (1887-1941)	南			
20	20 Interim Report on Estimation of Long-Run Capital Stock Series in prewar Japan	石渡			
21	21 第2回 個別推計の総合化	大川・赤坂			
22	22 電気料金指数の推計 (1907-1960) 試算	南			

資料 D18.

明治以降
賤政収支の推計
(1868～1929)

1

1962年9月28日

江見康一
高松信清

財政収支の推計 正誤表

頁		誤	正	頁		誤	正
12	逓信省の1	4 632 580	3 160 209	90	G 一般政府機関の1.1	254 499 585	254 499 770
	1.2	1 586 663	114 862		1.4	178 508 556	178 506 168
	6	1 541 194	1 541 198		合計の1.1	468 566 976	468 568 964
	6.1	1 467 169	1 467 173		1.4	783 120 355	783 117 967
	6.1a	1 056 103	1 056 107	92	G 一般政府機関のA	729 380 305	727 908 008
	合計	168 703 118	107 230 821		1	627 977 202	626 504 981
	合計欄の1	579 521 060	578 048 759		1.2	3 514 964	2 042 663
	1.2	3 510 199	2 037 898		6	101 403 023	101 403 027
	6	92 393 648	92 393 652		6.1	98 515 748	98 515 752
	6.1	89 718 563	89 718 567		6.1a	11 243 945	11 243 949
	6.1a	7 381 774	7 381 778		T 営業的企業のA	991 887 358	990 359 659
	合計	1 391 070 996	1 389 598 699		1	818 460 061	819 902 362
15	商工省欄の1	6 624 690	6 624 691		1.2	580 000	2 052 301
	合計	12 409 519	12 409 520		合計欄のA	1 850 906 920	1 850 906 927
	合計欄の1	1 163 510 224	1 163 510 225		6	278 368 222	278 368 226
21	1.2	空欄	277 458		6.1	275 459 480	275 459 484
25	逓信省逓信事業の1	140 410 047	141 882 348		6.1a	97 084 954	97 084 958
	1.2	空欄	1 472 301	93	G 一般政府機関の合計	2 676 798 706	2 675 326 409
	合計	166 722 782	168 265 083		T 営業的企業の合計	1 248 052 907	1 249 525 238
26	計欄の1	818 460 061	819 932 362		合計欄の合計	4 222 902 570	4 222 902 577
	1.2	580 000	2 052 301	94	G 一般政府機関のA	1 334 158 668	1 334 158 669
	合計	1 248 052 937	1 249 525 238		1.1	1 214 070 110	1 214 070 111
27	合計欄の1	996 017 641	997 489 942		1.4	299 027 107	299 027 108
	1.2	836 954	2 309 255		合計欄のA	2 592 722 333	2 592 722 334
	合計	2 891 832 577	2 893 304 878		1	2 263 861 970	2 263 861 971
28	臨時軍事費の1.1	720 084	722 472		1.4	1 057 706 016	1 057 706 017
	1.4	784 597	782 209	95	G 一般政府機関の合計	4 930 820 911	4 930 820 912
	計	20 675 607	20 677 995		合計の合計	6 909 028 579	6 909 028 580
	1.4	21 443 582	21 441 194	98	G 一般政府機関の15.4a	27 853 798	空欄
21	合計の1.1	234 744 198	234 746 586		15.4a	18 907 985	
	1.4	626 055 381	626 052 993		合計欄の15.4a	27 853 798	
22	一般政府機関の計1	232 539 920	232 529 920	86	合計欄のC 移転支払	84 918 720	84 918 728

財政収支の推計 正誤表

頁		誤	正
108	CA.a.の収入欄	差額	空欄
	CA.b.の支出欄	差額	空欄
110	CG.a.の支出欄 1.1	254 497 885	254 499 770
	1.4	178 508 556	178 506 168
117	1.2	2 514 964	2 042 660
	合計	627 977 282	626 504 981
	CG.a.の収入欄差額	554 972 187	553 499 888
	合計	627 977 282	626 504 981
	CG.b.の支出欄 6.1	98 515 748	98 515 752
	合計	101 400 020	101 400 027
	CG.b.の収入欄差額	88 292 420	88 292 427
	合計	101 400 020	101 400 027
119	CT.a.の支出欄 1.2	580 000	2 052 301
	差額	598 785 856	597 010 055
121	CG.a.の支出欄 1.4	299 027 107	299 027 108
	合計	1 214 070 110	1 214 070 111
	CG.a.の収入欄差額	1 101 109 040	1 101 109 044
	合計	1 214 070 110	1 214 070 111
128	C.R.の支出欄 純経常支出	420 929 985	422 457 684
	合計	1 695 090 420	1 690 921 119
	C.R.の収入欄 利潤	572 081 210	570 908 909
	合計	1 695 090 420	1 690 921 119
	C.b.の支出欄 資本形成 (CG+CFE)	88 608 712	88 608 716
	小計	265 180 028	265 180 042
	差額	101 844 792	101 844 788
129	C.R.の支出欄 純経常支出	1 161 700 850	1 161 700 851
	小計	1 770 078 808	1 770 078 809
	差額	180 205 677	180 205 676
148	経済的分類の一番下	空欄	合計

明治以降財政収支の推計

目次

I 中央財政	1頁	A-0-(1) 中央・地方政府支出計	12頁
A 収 入	1	A-0-(2) 中央政府支出	14
1. 昭和(2-4年)および大正年間	3	A-0-(3) 地方政府支出	16
2. 明治年間	3		
B 支 出	3	A-1-(1) 中央政府収入	18
1. 大正年間	3	A-2-(1) 中央政府支出	20
2. 昭和年間	4		
3. 明治年間	4	B-1-(1) 地方政府収入	23
C 推計結果の検討	3	B-2-(1) 地方政府支出	25
1. 収 入	3		
2. 支 出	3		
D 地方財政との関係	9		
II 地方財政	9		
A 収 入	10		
B 支 出	11		
C 推計結果の検討	11		

I 中央財政

1878年(明治1年)より1929年(昭和4年)までの中央財政について推計を行った。推計の方法は経済審議庁「日本経済と国民所得」(昭和29年8月)において採られた方法に準拠した。その要旨を説明すれば、次の通り。

(1) 構成

財政収支勘定は、財政の収支の取引を対照させ一表にまとめたもので、収入側は個人税及び税外負担、法人税及び税外負担、間接事業税、官公事業剰余等及び社会保険に対する負担の五項目からなり、支出側は経常支出、振替支出、補助金の三項目と収支の差額である政府貯蓄からなる。

(2) 推計方法

1. 収入

(イ) 個人税、法人税、間接事業税(税外負担をふくむ)。中央財政、地方財政を通じ直接税、間接税に区分し、さらに直接税を個人税、法人税に区分した。

(ロ) 官公事業剰余等。中央財政の企業特別会計については、官業とみなされる各特別会計の決算書から求めた。

地方財政の公企業については、基礎資料の不備のため計上していない。

賃借料収入は、中央財政分は官有財産貸下料、倉敷料、寄宿料等を取り、地方財政分は財産収入より財産私下を控除して求めた。

利子収入は、中央財政分は利子収入、貸付金利子、配当金収入を取り、非企業特別会計から利子収入より支払利子を控除して求めた。地方財政分は賃貸料収入推計のさい、利子収入も一括して求められている。

(ハ) 社会保険に対する負担。各種社会保険の負担金は、各特別会計から総額を求め、関係法規の定める割合で僱主及び被僱者負担分に区分した。

2. 支出

(イ) 経常支出

中央財政の一般会計分は、才出総額から次の部分を控除して求めた。会計

間重複、価格調整及び損失補償、出資及び投資、振替支出、国債費、その他(国際分担金等経常支出とはみなされない費目)。非企業特別会計については、支出総額から一般会計に準じて控除項目を控除して求めた。地方財政分は、中央財政に準じて控除項目を控除して求めた。

(ロ) 振替支出

各種保険給付金のほか、恩給、生活保護費赤字公債利子等よりなる(生産公債の支払利子は経常支出に算入される)。

(ハ) 補助金

中央財政の一般会計から、価格調整及び損失補償関係の費目をあてた。

3. 政府貯蓄

収入より支出を差引いた残額である。

資料は各年度の決算書を用い、決算書が作製された明治22年以前の時期については帝国統計年鑑(明治19年より同22年の期間)および明治前期財政資料集成第4-6巻(明治1年より同18年の期間)を用いた。

A 収入

収入は租税およびこれに準ずる諸負担と、官公事業剰余等の2つに大別されるが、前者はさらに直接税とこれに準ずるもの、間接税とこれに準ずるものの2つに分けられる。直接税とこれに準ずるものは、所得より徴収された後財政支出を通じて国民経済に再配分されるものであり、間接税とこれに準ずるものは生産物価格のなかにおりこまれ、分配所得においては企業の経費のなかにふくまれている。直接税とこれに準ずる負担は個人税と法人税とにさらに分けられる。概念では以上のように規定されても、現実の税および負担の個々にあてれば分類の困難なものもある。その場合は審議庁の分類を使用した。

官公事業剰余等の内容は、企業特別会計の益金、一般会計の利子収入、賃貸料収入、非企業特別会計の利子収入である。なお、専売益金は一般会計才入に計上し

て間接税として扱い剰余より控除した。

以上の各項目の内容は、時期により具体的費目が相違するものもある。

1. 昭和(2~4年)および大正年間

(1) 個人税および税外負担

所得税 相続税

病院収入、入学料、授業料、検定料、学校農場および演習林収入、幹部候補生および幼年学校自費生納金、競馬会納金等。

(2) 法人税および税外負担

第一種所得税、資本利子税のほか、大正8~11年間の戦時利得税を加える。保険会社納付金。

(3) 諸負担のなかで次の費目は個人、法人の区分が困難であり、審議庁と同じく両者に1/2づつを加えた。

免許及手数料、懲罰及没収金、弁償及違約金、寄付金、献納金

(4) 間接税および税外負担

地租、営業収益税、営業税、釀業税、兌換銀行券発行税、酒税、清涼飲料税、織物消費税、砂糖消費税、醤油税、石油消費税、売薬営業税、通行税、取引所税、関税、屯税、印紙収入、専売益金、刑務所収入、税関雑収入、海軍受託造修収入、森林収入

(5) 社会保険料

恩給法納金、健康保険料

(6) 企業特別会計益金

造幣局、印刷局、陸軍造兵廠(大正12年以降)、陸軍營繕費補充資金(大正9年~13年)、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、千住製絨所、海軍火薬廠(大正8年以降)、海軍燃料廠、海軍工廠資金、鉄道、通信事業、予金部、電信燈台用品製造所(大正4年まで)。

このうち通信事業はこの推計期間特別会計でなく一般会計に属していたが、収支とも一般会計より取り出して益金を推算した。

(7) 賃貸料収入

一般会計の官有物賃下料、学校特別会計の土地家屋賃貸料等

(8) 利子収入

利子収入、配当金(以上2費用は一般会計)、対支文化事業、教育基金、国債整理基金、公債金、教育改善及農村振興、郵便年金、簡易保険、帝大、官大、学校図書館、賠償金、臨時国庫証券収入金(以上非企業特別会計)

(9) 臨軍費収入

大正8~14年臨時軍事費特別会計収入のうち、一般会計および公債金特別会計からの繰入金と官有物私下収入とを除いた以外の収入を臨軍費収入として計上した。

2. 明治年間

明治28年度からは決算の形式が出来上つて、今度の戦争まで続いたがこの年以降については推計上余り大きな変化はみられない。明治28年から以降の収入について注意すべき点を次のべよう。

所得税が法人と個人とに、第一種第二種等に分れるのは明治28年からで、それまでは所得税一本である。分れた初期には決算書では一本にまとめて示されているので、主税局年報によつて分けた。

税外負担のうち、免許及手数料は明治28年と29年との間で大きく違つている。28年には第2款であつたが、29年には第4款1項に変わり金額61%以下に減少した。

通信事業益金の推算については、ohshima 推計がそれを一般会計の中に含め、別途に算出していないので、明治年間については行わなかつた。したがつて、この期間の官公事業剰余等の中には通信事業については益金でなく租収入(「郵便電信電話収入」)がふくまれている。この措置は中央財政支出のなかに通信事業の経常費までふくまれているためにとつたものである。

明治の前半は旧制度の影響も強く、税目の改廢も初期ほどいちじるしい。この混乱は明治8年頃で一段落し、次第に税目整理もすすみ、明治20年より28年頃に収入項目の主なものほぼ出揃つてくる。

明治1年から8年までは、地租が中心で海関税、運上附加等諸雑税がこれに

いている。負担の方は計出米、過料、諸藩過料、諸藩課賦軍資金、献納、賦課及徒場力役金等雑多な内容をふくんでいる。

第何期と呼ばれた会計期間が終り、年度の呼称になつた明治8年度に収入項目は大きく改正され、旧制度より引きついだ諸税目は統合あるいは廃止された。

明治10年代の税外諸負担は、免許及手数料、賦課追徴金、徴兵代人料等で、雑収入もこれにふくめた。

官公事業剰余等について、明治前半期の内容は、作業益金と官業収入が主である。前者は経費を控除した益金であるが、後者は粗収入である。この官業収入に対する経費は他の収入と区分されていないことが多いために、この推計では作業益金と官業収入を合計した。

B 支 出

支出の項目は経常支出と資本支出で、ほかに家計への振替支出、補助金、地方政府への支出等の移転支出と利子支払がある政府貯蓄は、この移転支出と利子支払とが経常支出（一般会計と非企業特別会計の経常支出合計をさす）に合算されそれを財政収入総額から差引いて求められた。補助金は企業の経常活動に対する支出と資本形成に対する支出とを区分せずに一本で計上した。

この推計では、大正以降と明治年間とで異なつた方法を用いたので、それぞれの期間について説明する。

1. 大正年間

(1) 一般会計財貨用役購入額

各年度の一般会計才出総額より次の控除項目を差引いて算出した。地方政
府への支出は控除してない。

控除項目

- イ 会計間重複および外地特別会計との重複
- ロ 振替支出。 年金・恩給・軍事救護費・扶助金等
- ハ 補助金 農会補助・航路拡張補助・造船奨励費等
- ニ 出資及投資 主として大正12年震災に関する貸付金
- ホ 国債費 一般会計より国債整理基金特別会計への繰入金

ヘ 其他 国際分担金・死亡賜金・賠償金・払戻及補填金・利子補給等。

なお、大正13年度まで予金部特別会計の支払利子は、一般会計大蔵省
支出の部に計上されているので、この分は才出総額より控除した。

この期間には通信事業の支出は一般会計にふくまれているが、益金算出を行
うためその支出は才出総額より控除した。

(2) 非企業特別会計経常費

一般会計の控除項目に準じて、各特別会計の才出総額より控除して算出
した。

控除項目

- イ 会計間重複
- ロ 交付金・貸付金
- ハ 保険給付金・同払戻金
- ニ 賠償・償還および払戻金等

(3) 臨時軍事費特別会計経常費

支出総額より一時賜金、援助費、辨紙事業費、払戻金、亡失金、償還金等
を控除して算出した。資料「自大正三年八月
至大正十四年四月臨時軍事費特別会計始末」

(4) 利子支払

国際整理基金特別会計で支払つた国債の利子である。決算書の国債計算書
および国債整理基金特別会計決定計算書では短期証券、一時借入金の利子も
表示されていて計算が繁雑になるので、国債統計年表の各年度によつた。

(5) 資本支出

江見・ロゾフスキー推計によつた。

審議庁の方式は、資本支出として企業特別会計の分だけを計上する。この資
本支出は、各特別会計の固定資本および在庫品の年度間純増加分を推計した
ものである。これに対し、江見・ロゾフスキー推計は年度間の購入分が示さ
れている。この推計では企業特別会計についての資本支出が一項目として分類
されていないので、ワーク・シートより集計した。

審議庁の方式では、企業特別会計は民間企業と同じ取扱いをし、用役、原材

料購入等経常勘定の購入はふくまず資本勘定上の購入だけを計上しているが
ここではその方式によつた。

2. 昭和年間

昭和2-4年の支出は、企画庁「国民総支出」の推計によつた。ただこの推計では企業特別会計の資本支出が過小であるため、企画庁と同じ方法により再集計を行い、鉄道における資本支出の脱落をなおして修正した。
大正期の終りの年次の支払に対し、昭和2-4年の支出がやや大きい傾向がみられるのは、経常費に通信事業の支出がふくまれているためと思われる。通信事業の支出は、大正期では一般会計よりとり出し、企業特別会計と同様に官公事業剰余等の項で扱つた。昭和2-4年の経常費増加と通信事業支出の関係を計数的に示せば次の通りである。

(百万円)

年次	経常費 (1)	通信事業支出(2)	(1)-(2)	註
大15	781.1	⊗	781.1	⊗この年は(2)をふくまない
昭2	1006.5	171.0	835.5	
3	1150.4	159.6	990.8	
4	1052.4	168.2	884.2	

3. 明治年間

この期間の支出推計は主として Ohshima 推計を利用した。(H. T. Ohshima Preliminary Summary Table Functional Classification of Meiji Central Government Expenditures by Economic Type OCT. 1961 改訂版)
Ohshima 推計は主に機能的分類を行い、これに経済的分類を組み合わせている。一方、大正以降の推計は経済的分類によつて行つた。そのため、明治期と大正期以降との二つの推計は分類方式が異なるため、内容が完全に一致するわけにはいかない。

ここで、経済的分類は、政府収支を経済的特徴によつて分類する。例えば塩野

谷推計においては次のようである。

支 出	収 入
a 財貨・用役に対する支出	g 財貨・用役の処分
b 利子支払	h 財産所得
c 移転支払	i 移転受取
d 金融請求権	j 金融請求権
e 中央政府内部における融資	k 中央政府内部における融資
f その他	

政府の収支が、財貨・用役の反対給付であるか、一方的移転であるか、金融的債権に対する反対給付であるかどうか、などによつて分類する。

機能的分類は政府支出を、それが行われる目的によつて分類するので、収入面は対象とならない。例えば塩野谷推計においては次のようである。Ohshima 推計も全く同じ分類項目である。

- A 一般サービス
 - 1. 一般行政
 - 2. 財 務
 - 3. 外 交
 - 4. 軍 事
 - 5. 司法及び警察
- B 社会サービス
 - 6. 教 育
 - 7. 研 究
 - 8. 保 険
 - 9. 社会保障及びその他厚生サービス
 - 10. 宗教・レクリエーション・文化
 - 11. その他社会サービス
 - 12. 運 輸
 - 13. 通 信

- O 経済サービス
 - 14. 第一次産業
 - 15. 第二次産業
 - 16. 第三次産業
 - 17. その他経済サービス
- D その他
 - 18. 機能的目的をもたざる項目
 - 19. 機能的分類より除外される重複項目

このAからDのはんいは、経済的分類の才出のはんいと同一であるが、Dは機能的目的をもたないか、機能的分類より除外される項目なので、実質的にはこの分だけ、経済的分類よりはんいがせまい。また、細かにみれば、企業特別会計として扱っているもののうち、造幣局はA、一般サービス、印刷局はDその他に組入れられ、それら支出の経済的分類もちがったものになる等ということも生じる。

しかし、大局的にみれば二つの推計は著しい相違を示さない。明治期と大正期を続けてみて、そこに連続しない、異質の計数をつなげたという状態はみられない。

経常費は、一般サービス（国家サービス）、社会サービス、経済サービスの経常費を合計して算出した。Ohshima 推計の「その他」項には審議庁方式でいう企業特別会計とはほぼ同じはんいの機関の経常費もふくまれていて、大正以降の推計とその内容は大体同じとみることができる。Ohshima 推計では、移転支出のなかで補助金は企業の資本勘定に払われたものと経常勘定に払われたものに区別されている。

利子支払は明治38年まではOhshima 推計も国債統計年報の数値も大差はないが、明治39年以後になるとOhshima 推計の利子額は急減している。これは制度変更（国債整理基金特別会計創設 明治39年）のため、推計が不十分にしか行われなかつたためと思われる。ここでは前後を一貫させるため、国債統計年報の数字によつた。

注・明治38年までは臨時国債整理局「国債統計」明治39年調、以降各年次「国債統計年報」

資本支出については、Ohshima 推計は既設の鉄道その他施設の合併、購入分をふくむものとふくまない分とに区別して示している。さきの江見・ロソフスキー推計ではこれはふくまれていない。両推計の内容をできるだけ等しくするため、江見推計から軍事費をのぞき、Ohshima 推計からOther（既に施設された設備および建設の購入分）をのぞいて表示すると次のようになる。

明治期中央政府の資本支出 (百万円)

	Ohshima 推計	江見・ロソフスキー推計
明 1	・ 8	1・9
2	1・5	2・3
3	2・4	3・8
4	1・9	2・9
5	4・4	6・8
6	4・3	6・7
7	4・6	4・9
8	(2・0 1・5	6・1
9	3・0	5・3
10	1・2	3・7
11	3・5	2・6
12	4・1	4・5
13	3・7	4・0
14	7・0	2・6
15	9・9	3・8
16	2・4	3・2
17	3・3	3・9
18	3・2	4・1
19	3・3	3・8
20	4・1	4・4

明 21	3・9	4・4
22	5・8	5・2
23	2・7	5・6
24	4・0	18・7
25	1・6	6・3
26	2・7	18・9
27	7・7	6・0
28	6・9	7・0
29	9・8	18・2
30	29・7	27・6
31	14・2	25・1
32	89・4	29・9
33	39・1	34・1
34	36・5	37・6
35	48・6	31・8
36	26・2	38・6
37	22・7	19・9
38	26・0	18・4
39	14・5	26・5
40	61・8	58・0
41	56・4	73・6
42	57・1	58・3
43	70・7	73・5
44	97・6	105・2

明治1年より8年までの計は江見・ロゾフスキー推計が35.4、Ohshima推計が23.4各百万円、明治1年から22年までの計では上と同じ順で90.981.8各百万円となつて、いずれも江見・ロゾフスキー推計が大きい、その

ひらきは次第に小さくなつてきている。

資料の体系が一段と整つてきた明治23年以後について、2つの推計をくらべると差の大きい年は23年、24年、25年、26年、29年、31年、32年の7カ年である。差は次第に小さくなり、40年以後はほぼ等しい。差の大きい各年について両推計の差を以下に検討した。

明治23年。2.9百万円Ohshima推計が小である。さきの説明のようにこの推計は合計からOtherをのぞいたものであるが、Otherがこの差と同じ2.9百万円であつた。

明治24年。9.7百万円Ohshima推計が小である。江見・ロゾフスキー推計の災害復旧費6.9百万円に対応する項がOhshima推計にはない。welfareの中にふくまれるとしても、この項は総額2.2百万円である。したがつて、両推計のこの年の差は主として災害復旧費であるとみられる。

明治25年。4.7百万円Ohshima推計が小である。江見・ロゾフスキー推計では建築と公共投資の計が3.0百万円であり、これに対するOhshima推計は0.1百万円。またOtherは2.1百万円であるから、この年の差は主に建設に生じているとみられる。

明治26年。11.2百万円Ohshima推計が小である。江見・ロゾフスキー推計の災害復旧費9.3百万円に対応する項が0のことに差の主な原因があるとみられる。

明治29年。3.4百万円Ohshima推計が小である。江見・ロゾフスキー推計の災害復旧費8.1百万円に対応する項がOhshima推計ではこの年も0であり、差がここから生じているとみられる。

明治31年。10.9百万円Ohshima推計が小である。機械器具と運輸車輛を主とした設備投資で7.7百万円、建設投資で3.2百万円小となつているがこの年は災害復旧費には差はない。

明治32年。59.5百万円江見・ロゾフスキー推計が小である。設備投資では6.8百万円Ohshima推計が小であるにもかかわらずこの差が生じたのは建設投資の運輸に問題がある。ここではOhshima推計は77.4百万円、江

見・ロソフスキー推計は7.5百万円である。

Obshima 推計は「事業公債及鉄道公債金特別会計」の支出金77.4百万円金額を運輸通信の資本支出として計上したが、江見・ロソフスキー推計は実際の支出額を集計して7.5百万円の推計を行なった。この大きい差は推計方法の差によるものであり、特別会計の支出金が支出された内容と年次を明らかにできれば、両者の食いちがつた関係を明確にすることができるであろう。

以上のような両推計の比較と、大正以降との接続を考慮して、ここでは資本支出に江見・ロソフスキー推計を利用することとした。

江見・ロソフスキー推計は、軍事費の額が大きい。陸海軍本庁舎、兵營のほか練兵場、要塞、飛行場その他諸施設、戦車、軍艦、軍用機、銃砲その他武器類や馬匹に対する支出が資本支出の内容となつている。病院の水道消火栓、医療器具機械、工兵器具、輜重兵器具のスコップ、ツルハシ、車輛等も資本支出である。その他造船廠、工廠等の諸設備もこの中にふくまれているが、軍事費中に占める比重は少ない。審議庁推計における資本支出は、永久的居住用建物に対する支出以外の軍事支出は除いているから、昭和5年以降の審議庁推計利用においては、この点注意すべきである。

大正年間について、江見・ロソフスキー推計のワーク・シートより企業特別会計の資本支出を集計した際、一般会計、非企業特別会計の資本支出についても同様集計を行い、これらいずれからも審議庁推計の規定による以外の軍事費を除いた。その資本支出の合計と江見・ロソフスキー推計の差は江見・ロソフスキー推計の軍事費にはほぼ等しかつた。この点からして、江見・ロソフスキー推計から、その軍事費を差引けば、審議庁方式による資本支出に近い係数がえられると思われる。

年次	資本支出における江見・ロ推計との差額	江見・ロ推計の軍事費
大正1	73.7 百万円	79.7 百万円
3	83.5	87.1
5	69.5	76.2

大正7	288.1	247.8
9	378.0	401.1
11	310.1	327.5
13	171.7	181.9
15	165.2	176.5

なお、Obshima data のうち移転支払で地方政府に支出された額は、本推計の地方財政の部で計上した国庫支出金より少ない年度が多い。中央から地方への補助金、補給金の流れる経路は複雑であり、これを重複せず、脱落なく捉えることは極めて困難である。念のため、本推計の国庫支出金、府県支出金を掲げれば次のようである。

国・県支出金 (100万円)

	国庫支出金	道府県支出金	計
明12	2.6	-	2.6
13	3.6	-	3.6
14	1.4	-	1.4
15	1.3	-	1.3
16	1.7	-	1.7
17	1.5	-	1.5
18	1.4	-	1.4
19	2.4	-	2.4
20	2.2	-	2.2
21	2.3	-	2.3
22	4.4	-	4.4
23	3.6	-	3.6
24	10.3	.2	10.5
25	4.7	.3	5.0
26	11.4	.3	11.7

明 2 7	4・3	・3	4・6
2 8	4・1	・3	4・4
2 9	11・4	・1	11・5
3 0	10・2	・1	10・3
3 1	7・1	・1	7・2
3 2	9・9	・2	10・1
3 3	7・8	・3	8・0
3 4	7・8	・3	8・1
3 5	9・2	・4	9・6
3 6	9・8	・5	10・3
3 7	9・5	・5	10・0
3 8	7・5	・4	7・9
3 9	9・6	・9	10・5
4 0	13・3	・7	14・0
4 1	9・0	5・7	14・7
4 2	10・3	5・4	15・7
4 3	11・4	6・6	18・0
4 4	14・6	7・5	22・1

C 推計結果の検討

②
塩野谷推計は大正年間の中央財政を5年おきに大正4年、9年、14年について対象としている。そこで、上来述べた推計を塩野谷推計と対置して検討したがその概要は次のようである。④(資料D7 塩野谷祐一 財政収支の推計-中央政府編-)

1. 収 入

一般会計の収入額は数%の相違で、よく合致している。

官公事業剰余等は両推計の構成が異なるため直接比較できない。しかし、推計の最終部分にあたる政府貯蓄から資本支出を控除した差額が-131百万円に対

し塩野谷推計は+133百万円である(昭和5年)。

この相違は企業特別会計の益金部分にある。とくに鉄道収益勘定における相違が主なものであることは次の表にみられる。

審議庁方式による益金	76百万円
塩野谷推計の利潤	306
差	230

この差額の主な内訳をみると次のようである。

払 戻	94百万円
政府への融資	86
地方鉄道への補助金	7
家計移転	11
資本支出	32
計	230

すなわち、塩野谷推計の鉄道利潤のなかには益金としてはなお控除すべき項目がふくまれている。かりに、この塩野谷推計の利潤のかわりに審議庁推計の益金の76百万円を入れ替えて再計算すれば、さきの+133百万円は-80百万円に変わり、両推計はほぼ等しい結果に達する。以上と同じ理由により大正年間の益金と利潤は大きい差を示している。

鉄道の益金と利潤 (100万円)

	大 4 年	大 9 年	大 14 年
益 金	24	54	140
利潤(塩野谷推計)	95	243	387
差	71	189	247

他の特別会計では、鉄道のような著しい相違はみられない。

2. 支 出

一般会計財貨用役購入額は、大正4年、9年、14年について塩野谷推計と

ほぼ一致した。

	本推計	塩野谷推計	(100万円)
大正 4年	282	266	
“ 9年	992	984	
“ 14年	838	818	

非企業特別会計経常費も両者はほぼ一致した。

	本推計	塩野谷推計	(100万円)
大正 4年	9	10	
“ 9年	26	30	
“ 14年	62	65	

D 地方財政との関係

中央政府と地方政府との資金の交流する主な関係は、中央政府の支出する国庫下渡金、補助金、補給金と地方政府の納付する分担金、納付金の流れである。地方財政推計の際に国庫よりの支出金は地方政府の収入支出の双方から控除した。そして、大正年間と昭和初期については、この国庫支出金は中央財政の支出のなかにふくまれている。また、地方政府の納付する分担金、納付金は地方政府の支出、中央政府の収入にふくめてない。したがって、中央地方の収支を合計しても中央地方間の重複計算は生じない。

明治年間については、地方政府への支出は中央政府経常費にふくまれていない。したがって、この推計の地方政府支出と合計するときは、国庫支出のこの分をも加算しなければならない。

II 地方財政

1889年(明治12年)より1929年(昭和4年)までの地方財政について

推計を行った。推計の方法は経済審議庁「日本経済と国民所得」(昭和29年8月)において採られた方法に準拠した。

資料は「地方財政概要」(内務省地方局)、「内務省統計報告」および「帝国統計年鑑」により決算数字を用いた。

「地方財政概要」は表が整理されており、表形式に変化がないので連続して見るのによい資料であるが、明治38年以降に限られている。これ以前については「内務省統計報告」によつた。「内務省統計報告」の第1回は明治20年3月に刊行され、内容は明治16年以降についてである。すなわち、地方税収支は明治16年、区町村費収支は明治17年が決算として掲げられた最初の年度である。これ以前の統計は「帝国統計年鑑」によつた。この年鑑の第1回は明治12-14年の期間について地方(府県)収支が掲げられているが、区町村の収支は第2回に明治12年以降の分がはじめて掲げられる。しかし、これは支出のみである。地方財政——府県と区町村の収支を完全に掲げるのは第3回(明治17年刊)からで、明治12年決算から示されている。これが、いまのところ利用できる地方財政のもつとも古い統計である。区町村費は、はじめ郡区町村協議費とよばれ、明治15年から区町村費に改められた。

注「内務省統計書」上中下3巻は「内務省統計報告」の前身に当るものである。

これは「内務省開庁の年すなわち明治7年より同14年に至るまで、各地方の報告するところ其他諸調書中将来参照に供すべきものを採択して之を記載す故に現今本省の管理に帰するところの事項は開庁以前の調査に係る者といへども併せて之を表章す」とその例言にあるように、明治15年6月(明治14年度)までを扱っている。その内容はこうである。

上巻 内局、警保、地理、戸籍

中巻 社寺、土木、衛生、図書

下巻 会計、庶務、監獄

この統計書は「内務省統計報告」にくらべ形式もことなり、簡略になつている部分が多いので、連続した統計系列をつくるのには適していない。

また、「内務省年報」が明治9年頃から撤回しているが、内容は「統計書」と

同じと思われる。この年報は小冊子で、附録である4冊の局長報告に統計が示されているが、閲覧の機会をえなかつた。

「内務省統計報告」はもつとも詳細な資料を掲げているが、表の様式や項目は何回も変つている。すなわち、第1回で地方税収入7項目、同支出22項目、区町村収入7項目、同支出9項目であつたが、第7回には地方税収入11項目、同支出25項目、市町村収入15項目、同支出12項目、第17回では府県収入21項目、同支出78項目、市収入24項目、同支出20項目、町村収入25項目、同支出21項目と増加している。また、各項目が、国庫、府県税、寄附の3つに区分して表示されている期間が明治30年代に数年続くとか、同じ項目が經常、臨時に分けて表示される時期もある。統計報告は以上の特徴があるため、時系列をつくるには手数のかかる、不便な資料である。

以上のほか、「土木局統計年報」（内務省土木局、第1回明治25年）、「社会事業要覧」（内務省社会局、大正11年以降）も部分的に参照した。

A 収入

中央財政の収入と同じ区分によつた。各項目の主な費目を掲げれば次のようである。

(1) 直接税および税外負担

直接税には戸数割、所得税附加税を計上した。所得税は明治20年に設けられたが、所得税附加税が統計にあらわれるのは明治22年からである。

税外負担には使用料と手数料および寄附金を計上した。使用料、手数料の内容は次のようである。

使用料 授業料及保育料、病院使用料、水道使用料、屠場使用料、電車使用料、市場使用料、種畜使用料、用水路及溜池使用料、公会堂使用料、土地使用料、道路使用料、堤防使用料、ガス使用料、渡船使用料、棧橋使用料、墓地火葬場使用料等

手数料 督促手数料、戸籍手数料、証明手数料、閲覧手数料、検定手数料、証紙収入等
審議庁方式では、直接税および税外負担を個人税および税外負担、法人税および税外負担に2分している。両者への振り分けは、所得税附加税を国税の第

一種所得税および第三種所得税（個人分）によつてあん分して推計している。したがつて、明治32年以降についてのみあん分ができるわけである。また税外負担は両者に1/2づつを振り分けた。この推計では所得税のあん分比率は表示したが、税および税外負担とも個人、法人に分けることはしなかつた。

(2) 間接税および税外負担

間接税には地租附加税、府県税營業税、營業収益税附加税（昭和1年以前は国税營業税附加税）、家屋税、同附加税、雑種税等の府県税および市町村税を主として、上記直接税と市町村分賦額をのぞいた地方税を計上した。雑種税のなかには直接税に属すべきものもあるが資料の関係で一括して間接税にふくめた。

税外収入中「其他収入」は間接税の税外負担とするに適しない内容もふくまれているが、分離出来ないので税外負担に一括計上した。

其他収入の内容は次のようである。

雑収入、水利組合費徴収交付金、町村ニオケル納付金、報酬金、繰入金、財産売払代、道府県ニオケル繰入金

水利組合の収入はこの項にふくまれる性質のものとも考えられるが、別表に掲げてここからは除いた。水利組合の支出のなかの事業費も同様に扱つた。

(3) 官公事業剰余等

地方財政では電気、ガス等事業収益を上げる経済部門が存在するが、資料的に把握されない。ここでは「財産より生ずる収入」より財産払下を控除したものを計上した。これには賃貸料収入と利子収入がふくまれていると思われる。時には財産払下額が掲げられてないため、財産収入をそのまま計上した場合もある。この場合は一部に所得以外の分が入るのを除きえなかつた。

注

この推計は明治12年以降について行つたが、それ以前の収入について内務郷年報より合計額のみがえられるので参考に掲げよう。

地方財政収入 (1万円)		
	府 県 税 収 入	民 費
明治 8年	105・8	2,050.9
9	128・1	2,038.7
10	177・9	1,749.3
11	358・8	1,421.2

内務郷第5回年報

内務郷第5回年報には、また次の記述がある。

「明治11年太政官第19号布告ニヨリ府県税及ビ民費ヲ收メ単ニ地方税ト称シ府県会ノ決議ヲ経テ収入スベシ、然レドモ11年度ニオイテ此布告ヲ施行シタルモノハ独リ青森県トナス」(38頁)。

B 支 出

支出においても、その区分は中央財政の区分に準じて行つた。ただ、補助金は資料の関係で捉えにくいため項目を立てなかつた。

(1) 財貨用役購入額

才出総額より次の控除項目を除いて推計した。

控除項目

- 国庫府県支出金
- 社会事業費
- 公債費
- 財産費
- 水利組合事業費
- 諸税及負担
- 工事費地方分担金

財貨用役購入額のうち資本支出分は中央政府のときと同様江見・ロソフスキー推計を利用した。したがつて、その差額が経常支出になる。資本支出の推計はこれと別に審議庁方式による簡易計算も行つた。それは土木費より国庫補助

分と工事費地方分担金を控除し、電気ガス事業費を加えたものである。この推計には江見・ロソフスキー推計で計上された教育費分がふくまれていない。振替支出は、ふるく教育費ともよばれた社会事業費が計上されている。

(2) 利子支払

明治43年以降は利率別地方債現在高に利率を乗じて推計した。明治23年-42年の期間は、明治43年、44年の利率の平均を各年の地方債現在高に乘じて推計した。

地方債現在高は「金融事項参考書」、「地方財政概要」、利率は明治43年、44年は「地方債統計年表」(大蔵省国債局)、大正以降は地方財政概要によつた。

C 推計結果の検討

Ohshima推計(Preliminary Summary Table: Functional Classification of choson Table for all Prefectures)は明治13年、23年、33年、43年の地方財政支出を取扱つている。しかしながら、これは機能分類の方式をとつているため、この推計と細部にわたつて比較できない。両推計の支出総額を対置すれば次のようである。

支 出 総 額 (100万円)				
	明13	明23	明33	明43
Ohshima data	29.4	43.3	133.8	264.5
同上雑支出を控除	28.1	42.1	119.3	223.1
本推計	24.1	38.8	107.9	214.3
本推計で控除した 国庫支出金	3.6	3.6	8.0	13.0

このように、Ohshima dataより雑支出(miscellaneous)を除いた額は、本推計に国庫支出金を加えたものと非常によく合致している。これにより支出における正確度がある程度保証されたとみてよいであろう。

A-0-(1) 中央・地方政府支出計

(百万円)

	経常支出	利子支払	振替支出	補助金	政府野蕨	合計	資本支出*	(5)-(7)	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		
1868 明治1年	8.0	.2	1.9		△ 6.3	3.8	1.9	△	8.2
2	8.0	.2	3.5		△ 5.5	6.2	2.3	△	7.8
1870 3	6.4	.4	6.4		△ 3.0	10.2	3.8	△	6.8
4	2.7	.4	5.5		1.6	15.2	2.9	△	1.3
5	26.9	2.1	16.1		△ 21.1	24.0	6.8	△	27.9
6	32.6	2.5	18.2		14.7	48.0	6.7		8.0
7	37.2	.9	34.3		△ 2.4	70.0	4.7	△	7.3
8	26.6	1.7	32.5		20.6	81.4			
1875 9	33.9	3.2	25.4		1.8	64.3	6.1		16.3
9	29.8	3.0	17.9	.4	6.3	57.4	5.3		1.4
10	26.5	14.5	.4	.3	9.8	51.5	3.7		6.1
11	25.2	15.1	.2	.3	13.7	54.5	2.6		11.1
12	42.3	15.1	1.6	1.1	24.4	84.5	11.1		13.2
1880 13	47.3	15.4	1.4	.8	22.3	88.2	13.2		10.1
14	50.4	14.8	1.0	.9	34.3	101.4	12.6		21.7
15	62.0	14.3	1.2	1.6	29.3	108.4	15.8		13.5
16	66.5	14.1	1.0	1.5	23.4	106.5	15.4		8.8
17	64.8	14.3	1.7	2.1	25.8	108.7	14.5		11.3
1885 18	50.4	8.0	.9	1.8	27.7	88.8	15.9		11.8
19	65.8	15.1	3.1	2.8	21.3	108.1	14.5		6.8
20	65.3	15.2	1.4	2.6	26.4	110.9	15.6		10.8
21	66.9	14.7	1.7	2.6	24.0	109.9	16.3		7.7
22	64.5	14.4	1.4	4.6	31.5	116.4	20.2		11.3
1890 23	74.9	13.6	4.6	3.2	18.5	114.8	21.6	△	3.1
24	67.9	13.6	3.8	7.1	23.7	116.1	29.4	△	5.7
25	77.3	13.4	3.2	3.0	29.8	126.7	21.9		7.9
26	68.8	12.3	3.7	11.5	37.9	134.2	33.1		4.8
27	174.0	12.2	7.8	2.5	△ 56.7	139.8	26.5	△	83.2
1895 28	169.1	5.0	8.7	2.9	△ 45.6	150.1	26.6	△	72.2
29	127.5	17.4	18.1	10.7	△ 6.4	167.3	46.8	△	53.2
30	172.9	18.9	11.6	28.2	△ 53.3	178.8	65.1	△	119.3
31	196.8	20.9	8.8	6.1	△ 6.6	226.0	62.0	△	68.6

* (7) 江見・ロソフスキ
一推計。
Resovsky 'Capital
Formation in Japan'
から引用。

A-0-(1) 中央・地方政府支出計 (773)

(百万円)

	經常支出	利子支払	振替支出	補助金	政府貯蓄	合計	資本支出	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(5)-(7)
1899 明治 32 年	214.9	22.7	8.7	14.1	2.7	263.1	73.3	△ 59.9
1900 33	246.7	25.4	9.0	10.6	13.9	305.4	86.7	△ 73.0
34	238.9	26.2	10.8	11.1	35.6	322.7	92.2	△ 56.6
35	223.1	27.9	11.1	4.7	85.2	352.0	86.8	△ 1.6
36	284.4	29.8	20.0	11.7	9.2	354.1	93.6	△ 85.4
37	705.4	35.7	82.6	7.1	△ 428.3	402.5	62.0	△ 490.3
1905 38	499.1	87.1	88.8	5.8	△ 377.2	503.6	80.4	△ 457.6
39	494.1	106.3	72.9	21.1	△ 110.8	582.6	87.3	△ 198.1
40	373.0	121.4	48.3	23.7	108.9	675.5	152.4	△ 43.5
41	382.2	111.9	39.1	24.5	145.1	703.8	185.1	△ 40.0
42	366.6	126.3	40.2	18.7	125.0	676.8	159.8	99.0
1910 43	392.9	130.8	39.1	19.7	167.3	749.8	189.4	△ 72.1
44	493.6	136.4	39.7	24.4	131.2	825.3	238.9	△ 107.7
大正 1 年	413.8	134.8	32.2	11	208.0	809.8	216.1	△ 7.1
2	400.6	134.3	33.2	11	232.6	811.7	220.4	12.2
3	432.5	115.3	34.8	18	181.3	781.9	204.4	△ 23.1
1915 4	422.5	139.5	36.8	8	159.4	766.2	186.7	△ 27.3
5	420.3	126.5	40.9	10	382.2	899.9	184.2	118.0
6	585.2	134.9	38.6	11	346.2	1 115.9	256.5	89.7
7	857.2	139.6	51.6	7	297.8	1 353.2	324.4	△ 26.6
8	1 243.5	178.6	58.2	5	372.1	1 852.7	499.0	△ 126.9
1920 9	1 491.5	187.6	70.8	6	135.4	1 891.3	757.3	△ 621.9
10	1 480.8	243.7	82.9	6	328.0	2 140.4	780.1	△ 452.1
11	1 478.0	261.9	92.3	6	618.2	2 457.4	878.6	△ 260.4
12	1 304.9	257.0	106.0	31	540.3	2 239.2	877.9	△ 337.6
13	1 324.5	294.3	143.9	31	657.1	2 450.8	935.4	△ 278.3
1925 14	1 229.8	319.7	155.3	43	773.5	2 521.3	927.0	△ 153.5
昭和 1 年	1 276.2	346.7	155.6	19	719.4	2 516.9	1 050.9	△ 331.5
2	1 604.4	367.0	166.4	3	459.4	2 600.2	1 077.4	△ 618.0
3	1 903.4	400.6	166.2	3	269.3	2 742.5	1 092.2	△ 822.9
4	1 648.8	416.8	168.7	4	474.5	2 712.8	1 073.0	△ 598.5

A-0-(2) 中央政府支出

(百万円)

	經常支出 (1)	支払利子 (2)	振替支出 (3)	補助金 (4)	政府貯蓄 (5)	合計 (6)	資本支出* (7)	(5)-(7) (8)	支払利子中 外国債分	
1868 明治1年	8.0	.2	1.9		6.3	8.2	1.9	6.3		
2	8.0	.2	2.5		5.5	6.2	2.3	3.9		
1870 3	6.4	.4	6.4		3.0	10.2	3.8	6.4	.4	* (7) 江見・ロソフスキー推計
4	7.7	.4	5.5		1.6	15.2	2.9	12.3	.4	Rosovsky 'Capital Formation in Japan' の引用。
5	26.9	2.1	16.1		21.1	24.0	6.8	17.2	1.2	
6	32.6	2.5	18.2		14.7	68.0	6.7	61.3	1.2	
7	37.2	.9	24.3		2.4	70.0	4.9	65.1	.8	
1875 8	28.6	1.7	22.5		20.6	81.4		60.7		
9	22.9	2.2	25.4		1.8	64.3	6.1	58.2	1.1	
10	29.8	2.0	17.9	.4	6.3	57.4	5.3	52.1	1.1	
11	26.5	14.5	.4	.3	9.8	51.5	3.7	47.8	1.1	
12	25.2	15.1	.2	.3	12.7	54.5	2.6	51.9	1.1	
13	27.3	15.1	1.5	1.1	14.2	59.2	4.5	54.7	1.0	
1880 14	32.5	15.4	1.3	.8	9.3	59.3	4.0	55.3	1.2	
15	37.3	14.8	.9	.9	12.3	66.2	2.6	63.6	.8	
16	37.3	14.3	1.1	1.6	16.6	70.9	2.8	68.1	.7	
17	43.6	14.1	.9	1.5	10.3	70.4	3.2	67.2	.7	
18	41.0	14.3	1.6	2.1	12.5	71.5	3.9	67.6	.3	
1885 19	33.3	8.0	.8	1.8	12.5	56.4	4.1	52.3	.7	
20	42.3	15.1	3.0	2.8	6.1	70.3	2.8	67.5	.7	
21	46.0	15.2	1.2	2.6	10.2	75.9	4.4	71.5	.7	
22	46.1	14.7	1.6	2.6	9.4	74.4	4.4	70.0	.7	
23	45.0	14.4	1.2	4.6	15.9	81.2	5.2	76.0	.6	
1890 24	52.7	13.6	4.5	3.2	2.1	77.1	5.6	71.5	.5	
25	50.2	13.5	3.7	7.1	1.6	76.1	13.7	62.4	.4	
26	49.9	13.2	2.1	2.0	10.8	80.0	6.3	73.7	.4	
27	49.3	11.8	2.6	11.5	9.1	85.3	13.9	71.4	.4	
28	46.9	11.6	7.7	2.5	79.4	89.3	6.0	83.3	.3	
1895 29	137.6	14.11	2.6	2.9	68.3	95.2	7.0	88.2	.2	
30	101.4	16.8	18.0	10.7	44.8	102.1	18.2	83.9	.0	
31	137.9	18.0	11.5	28.2	21.5	114.1	27.6	86.5	.0	
32	151.4	19.5	8.6	6.1	48.5	137.1	25.1	112.0	-	

A-0-(2) 中央政府支出 一ツツキ

(百万円)

	經常支出 (1)	支払利息 (2)	振替支出 (3)	補助金 (4)	政府貯蓄 (5)	合計 (6)	資本支出 (7)	(5)-(7) (8)	支払利息中 外国債分
1.899 明治32年	164.0	20.9	9.6	14.1	39.1	178.5	29.9	59.0	1.9
1.900 33	191.5	22.9	9.9	10.6	42.9	191.0	34.1	77.0	2.9
34	165.9	23.3	10.6	11.1	11.7	199.2	37.6	49.3	3.9
35	152.6	24.4	10.8	4.7	30.5	223.0	31.8	1.3	3.9
36	214.5	25.9	19.7	11.7	48.3	223.5	33.6	21.9	3.9
37	650.8	32.0	82.3	7.1	475.0	297.2	19.9	494.9	6.8
1.905 38	654.8	33.5	88.5	5.8	443.9	388.7	18.4	262.3	41.1
39	429.7	101.8	72.6	21.1	176.0	449.2	26.5	202.5	51.4
40	362.3	116.3	48.0	23.9	19.3	509.8	58.0	38.7	61.6
41	206.9	105.5	38.7	24.5	39.2	514.8	78.6	39.4	51.8
42	276.2	116.5	39.7	18.7	20.9	472.0	58.8	103.4	51.8
1.910 43	295.0	120.0	38.6	19.7	56.2	529.5	78.5	17.2	58.7
44	316.6	119.7	38.9	24.4	24.7	524.3	105.2	20.5	62.6
大正 1	265.1	117.6	31	11	114.2	539	96.2	18.1	62.1
2	261.5	116.6	32	11	137.9	559	106.8	21.1	65.5
3	291.7	97.1	33.3	18	89.9	530	92.5	2.6	48.4
1.915 4	290.7	120.6	35.4	8	57.2	512	82.3	25.0	72.2
5	283.1	107.4	39.4	10	183.1	623	86.8	96.2	56.7
6	411.2	112.7	37.2	11	212.9	792	144.5	74.4	不明
7	658.6	117.8	39.1	7	115.5	938	172.6	57.1	52.8
8	947.8	154.8	42.1	5	161.2	1,312	290.7	129.4	75.0
1.920 9	1,056.9	158.8	40.5	6	122.2	1,160	429.2	551.4	61.9
10	998.2	205	80.8	6	34.0	1,324	414.3	390.3	不明
11	892.8	214	80.4	6	259.8	1,453	459.8	194.0	不明
12	810.4	199.8	87.2	21	174.6	1,303	406.0	231.4	58.5
13	820.6	224.2	27.8	21	266.2	1,470	457.0	190.7	76.0
1.925 14	708.7	240.1	132	42	374.2	1,498	425.4	51.2	76.4
昭和 1	721.1	252.6	135	19	312.2	1,451	500.0	186.7	72.9
2	1,006.5	258.8	145	2	110.7	1,524	476.5	365.8	72.5
3	1,150.4	283.5	147	2	4.9	1,579	462.6	467.5	72.6
4	1,052.4	291.8	150	4	20.8	1,519	476.6	455.8	72.9

x 国債計算書

A-0-(3) 地方政府支出

(百万円)

	経常支出 (1)	支払利子 (2)	振替支出 (3)	補助金 (4)	政府貯蓄 (5)	合計 (6)	資本支出 (7)	(5)-(7)
1868 明治1年								
2								
1870 3								
4								
5								
6								
7								
1875 8								
9								
10								
11								
12	15.0		1		10.2	25.3	6.6	3.6
1880 13	14.9		1		19.0	28.9	9.2	4.8
14	13.1		1		22.0	35.2	10.0	12.0
15	24.7		1		12.7	37.5	12.0	7
16	22.9		1		13.1	36.1	12.2	9
17	23.8		1		13.3	37.2	10.6	2.7
1885 18	17.1		1		15.2	32.9	11.8	3.4
19	22.5		1		15.2	37.8	10.7	4.5
20	19.3		1		15.6	35.0	11.2	4.4
21	20.8		1		14.6	35.5	11.9	2.7
22	19.5		1		15.6	35.2	15.0	6
1890 23	22.2		1		15.4	37.7	16.0	0.6
24	17.7	1	1		22.1	40.0	15.7	6.4
25	27.4	2	1		19.0	46.7	15.6	3.4
26	19.5	5	1		28.8	48.9	19.2	9.6
27	27.1	6	1		22.7	50.5	20.5	2.2
1895 28	31.5	6	1		22.7	54.9	19.6	3.1
29	26.1	6	1		38.4	65.2	28.6	9.8
30	35.0	9	1		39.0	75.0	37.5	10.2
31	45.4	1.4	2		41.9	88.9	36.9	5.0

A-0-(3) 地方政府支出 (つづき)

(百万円)

	經常支出	支払利子	振替支出	補助金	政府貯蓄	合計	資本支出*	(5)-(7)	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		
1899 明治32年	50.9	1.8	.1		46.8	99.6	43.9	▲ .9	
1900 33	55.2	2.5	.1		56.6	114.4	52.6	▲ 4.0	* 江見・ロソフスキー推
34	73.0	3.0	.2		47.3	123.5	59.6	▲ 7.3	計。
35	70.5	3.5	.3		54.7	129.0	55.0	▲ 3	Rosovsky 'Capital
36	69.9	2.9	.2		56.5	130.6	60.0	▲ 3.5	Formation in Japan'
37	54.6	2.7	.3		46.7	105.2	42.1	▲ 4.6	から引用。
1905 38	44.3	3.6	.3		66.7	110.9	62.0	▲ 4.7	
39	64.4	2.5	.3		65.2	124.4	60.8	▲ 4.4	
40	70.7	5.1	.3		89.6	165.7	94.4	▲ 4.8	
41	76.3	6.4	.4		105.9	187.0	106.5	▲ .6	
42	90.4	9.8	.5		104.1	204.8	101.0	▲ 4.4	
1910 43	97.9	10.8	.5		111.1	220.3	115.9	▲ 4.8	
44	177.0	16.7	.8		106.5	301.0	133.7	▲ 27.2	
大正1年	148.7	17.2	1.2		94.7	261.8	119.9	▲ 25.2	
2	139.1	17.7	1.2		94.7	252.7	113.6	▲ 18.9	
3	140.8	18.2	1.5		91.4	251.9	111.9	▲ 20.5	
1915 4	131.8	18.9	1.4		102.1	252.2	109.4	▲ 2.3	
5	137.2	19.1	1.5		119.1	276.9	97.4	▲ 21.7	
6	124.1	21.2	1.4		127.2	322.9	112.0	▲ 15.2	
7	198.6	21.8	12.5		182.3	415.2	151.8	▲ 30.5	
8	295.7	24.1	15.1		210.8	545.7	208.3	▲ 2.5	
1920 9	434.6	28.8	10.3		257.6	731.3	328.1	▲ 70.5	
10	482.6	38.7	9.1		294.0	824.4	365.8	▲ 71.8	
11	586.2	47.9	11.9		358.4	1004.4	424.8	▲ 66.4	
12	494.5	57.2	18.8		365.7	936.2	471.9	▲ 106.2	
13	503.9	70.0	16.1		390.8	980.8	478.4	▲ 87.6	
1925 14	521.1	79.6	23.3		399.3	1023.3	501.6	▲ 102.3	
昭和1年	545.1	94.1	20.6		406.1	1065.9	550.9	▲ 144.8	
2	597.9	108.2	21.4		348.7	1076.2	600.9	▲ 252.2	
3	753.0	117.1	19.2		274.2	1163.5	629.6	▲ 355.4	
4	596.4	125.0	18.7		253.7	1193.8	596.4	▲ 142.7	

A-1-0) 中央政行収入

(百万円)

	個人税及負担	間接税及負担	法人税及負担	その他税外負担	官公事業剰余等	社会保険料	合計	
1868 明治1期		3.3		.5	0		3.8	
2		4.4		1.0	0		6.2	註: 1. 個人税、間接税、法人税には、 税外負担を含む。
1870 3		9.3		.8	.1		10.2	
4		12.9		1.9	.7		15.5	
5		21.8		1.1	1.1		24.0	2. 法人税には、戦時利得税(主に丁8へ丁11)を含む。
6		65.0		.5	2.5		68.0	
7		65.3		.8	3.9		70.0	3. 税外負担は、上のいづれにも割引されないもの(白書は、先づ個人、法人に加えた)。
1875 8年		76.5		.8	4.0		81.4	
9		52.1		.6	4.6		62.3	
10		51.6		1.9	3.9		57.4	
11		47.9		1.6	2.0		51.5	* その他税外負担の欄の明治29年以降の数字は、免許手数料の内容が変わった。
12		51.6		1.0	1.9		54.5	
13		55.6		1.5	2.1		59.2	
1880 14		55.7		1.2	2.4		59.3	
15		62.0		1.9	2.3		66.2	
16		67.9		1.0	2.0		70.9	
17		68.0		.6	1.8		70.4	
18		67.4		1.7	2.4		71.5	
1885 19		52.8		1.1	2.5		56.4	
20		67.5		1.1	1.7		70.3	
21	.5	69.5		3.7	2.2		75.9	
22	1.1	68.7		1.7	2.9		74.4	
23	1.1	75.1		2.1	2.9		81.2	
1890 24	1.3	65.7		2.2	4.9	.1	74.2	
25	1.4	68.4		2.4	4.3	.1	76.6	
26	1.4	67.2		2.5	4.3	.1	76.1	
27	1.5	70.2		2.8	6.5	.1	81.1	
28	1.7	71.2		2.9	8.7	.1	84.6	
1895 29	1.8	74.8		3.3	10.6	.1	90.6	
30	2.1	81.7		.6	10.4	.1	94.9	
31	2.4	91.1		* .8	9.9	.1	104.3	
32	2.7	108.6		.7	14.2	.2	126.4	

A-1-(1) 中央政府収入 - つづき

(百万円)

	個人税及負担	間接税及負担	法人税及負担	その他税外負担	官公事業剰余等	社会保険料	合 計
1899 明治32年	3.4	142.8	1.5	1.7	13.6	.2	163.5
1900 33	4.5	150.5	2.2	1.4	14.2	.2	173.0
34	5.2	160.0	2.2	1.5	20.0	.2	181.1
35	5.8	174.3	2.3	1.7	20.6	.3	205.0
36	6.6	171.0	2.4	1.7	24.8	.3	206.8
37	11.4	230.4	3.8	1.3	35.2	.3	282.4
1905 38	16.8	307.6	7.9	1.5	40.3	.3	379.4
39	19.5	352.6	13.1	1.6	44.0	.3	431.1
40	21.4	382.6	8.3	1.7	74.3	.3	488.6
41	26.3	387.2	8.9	1.9	67.5	.4	492.2
42	28.3	388.6	8.2	2.0	44.5	.4	472.0
1910 43	28.7	384.3	7.5	2.1	79.7	.5	502.8
44	30.5	395.6	9.7	1.8	60.1	.5	497.7
大正 1	37	428	11	2	60	1	537
2	31	444	13	1	69	1	559
3	33	400	13	2	79	1	528
1915 4	32	387	15	2	74	1	511
5	35	413	34	3	135	1	621
6	49	484	59	4	193	1	790
7	75	584	62	4	212	1	938
8	98	686	272	10	244	1	1,311
1920 9	81	746	162	8	157	1	1,155
10	128	827	146	10	211	1	1,323
11	168	921	93	10	259	2	1,453
12	144	878	51	5	223	2	1,303
13	182	956	67	6	257	2	1,470
1925 14	190	938	90	5	273	2	1,498
昭和 1	192	945	67	4	237	6	1,451
2	179	952	90	4	228	21	1,524
3	187	979	85	4	302	22	1,579
4	192	954	75	3	273	22	1,519

A-2-(1) 中央政府支出(大島推計)

(百万円)

	経常支出				資本 支出	合計	利子支払		移動支出				補助金
	一般 サービス	社会 サービス	経済 サービス	計			国債統計 年報	大島 推計	家計	企業	地方政府	海外	
1868 明治1期	1.6	.2	1.2	3.0	.8	3.8		.2	1.9				
2	5.7	.3	2.0	8.0	1.5	9.5		.2	3.5				
1870	3.6	.3	2.5	6.4	2.4	8.8	.4	.2	6.4				
4	5.1	.3	2.3	7.7	1.9	9.6	.4	.6	5.5				
5	20.5	1.1	5.3	26.9	4.4	31.3	2.1	4.0	16.1				
6	24.2	1.5	6.6	32.3	4.3	36.9	2.5	2.2	18.2				
7	27.9	1.6	7.7	37.2	4.6	41.8	.9	2.5	34.3				
8	20.3	1.1	5.2	26.6	2.0	28.6		1.7	32.5				
1875	29.4	2.0	2.5	33.9	1.5	35.4	3.2	3.2	25.4		0		
9	22.1	1.2	5.8	29.1	3.0	32.1	3.0	3.0	17.9	.4	.7		
10	22.1	1.1	3.3	26.5	1.2	27.7	14.5	14.9	.4	.3	0		
11	21.3	1.0	2.9	25.2	3.5	28.7	15.1	15.9	.2	.3	0		
12	23.0	1.1	3.1	27.2	4.1	31.3	15.1	15.9	1.5	1.1	.1		
1880	22.2	1.5	3.7	32.4	3.7	36.1	15.4	16.2	1.3	.8	.1		
14	30.0	1.3	3.7	35.0	7.0	42.0	14.8	15.6	.9	.9	2.3		
15	31.0	1.4	3.3	35.7	9.9	45.6	14.3	15.1	1.1	1.6	1.6		
16	36.1	1.5	4.3	41.9	2.4	44.3	14.1	14.8	.9	1.5	1.7	0	
17	33.5	1.4	4.1	39.0	3.3	42.3	14.3	15.0	1.6	2.1	2.0	.1	
1875	27.6	1.1	3.0	31.7	3.2	34.9	8.0	9.2	.8	1.8	1.6	0	
19	37.6	1.1	3.9	42.6	3.3	45.9	15.1	0	3.0	2.8	.7	0	
20	40.3	1.0	4.1	45.4	4.1	49.5	15.2	15.9	1.3	2.6	.6	0	
21	40.5	1.2	3.9	45.6	3.9	49.5	14.7	16.0	1.6	2.6	.5	0	
22	40.9	1.4	2.1	44.4	5.8	50.2	14.4	15.2	1.3	4.6	.6	0	
1890	44.2	1.7	5.2	51.1	2.7	53.8	13.6	15.5	4.5	3.0	1.6	.3	.2
24	41.0	1.6	5.0	47.6	4.0	51.6	13.5	15.0	3.7	6.9	2.6	.4	.2
25	41.3	1.6	5.8	48.7	1.6	50.3	13.2	14.9	3.1	2.8	1.2	.4	.2
26	40.1	1.6	6.0	47.7	2.7	50.4	11.8	1.5	3.6	11.2	1.6	.5	.3
27	137.4	1.7	6.5	145.6	7.7	153.3	11.6	13.8	7.7	2.1	1.3	1.6	.4
1895	127.4	2.2	6.6	136.2	6.9	143.1	14.4	17.1	8.6	2.4	1.4	1.8	.5
29	82.3	5.5	10.7	98.5	9.8	108.3	16.8	20.5	18.0	10.5	2.9	1.2	.2
30	121.6	3.4	10.9	135.9	29.7	165.6	18.6	0	11.8	7.6	2.0	7.2	20.6

A-2-(1) 中央政府支出(大島推計)-つゞき

(百万円)

	経常支出				資本 支出	合 計	利子支払		移動支出				補助金
	一 般 サービス	社会 サービス	経済 サービス	計			国債統計	大島	家 計	企 業	地方政府	海 外	
							年 報	推 計					
1898 明治31年	129.9	4.0	15.4	149.3	14.2	163.5	19.5	20.7	8.6	6.0	2.1	7.8	.1
32	137.9	4.2	19.7	161.8	89.4	251.2	20.9	34.2	8.6	13.9	2.2	7.9	.2
1900	160.4	6.2	21.4	188.0	39.1	227.1	22.9	26.6	8.9	10.2	3.5	12.2	.4
34	133.4	5.5	22.7	161.6	36.5	198.1	23.3	28.9	10.6	9.5	4.3	12.8	1.6
35	118.7	5.3	23.2	147.2	42.6	195.8	24.4	30.2	10.8	4.0	4.4	16.5	.7
36	178.9	5.8	25.1	209.8	26.2	236.0	25.9	31.6	19.7	10.5	4.7	8.6	1.2
37	615.0	5.5	25.5	646.0	22.7	668.7	32.0	38.0	82.3	5.8	4.8	11.0	1.3
1905	610.3	5.3	34.0	649.6	26.0	675.6	83.5	99.0	88.5	5.1	5.2	3.5	.7
39	380.0	14.4	29.3	423.7	14.5	438.2	101.8	3.4	22.6	9.3	6.0	2.1	11.8
40	250.3	13.6	31.8	295.7	61.8	357.5	116.3	4.3	48.0	11.4	6.6	22.3	12.5
41	255.6	9.2	34.0	298.8	56.4	355.2	105.5	6.3	38.7	22.0	8.1	19.5	2.5
42	226.0	8.5	34.9	269.4	57.1	326.5	116.5	35.1	39.7	15.7	6.8	18.8	3.0
1910	241.6	9.4	37.5	288.5	70.7	359.2	120.0	39.9	38.6	15.6	6.5	25.9	4.1
44	262.0	9.7	35.6	307.3	97.6	404.9	119.7	40.0	38.9	20.0	9.3	30.5	4.4

A-2-(1) 中央政府支出

(百万円)

	一般会計 歳出総額	控除額	内					訳				財貨用役 購入	非企業特 別会計至費	企業会計 投資	臨時軍事費特 別会計至費	中央財政 財貨用役購入
			会計間 重複	同左 外地特別計	振替支出	臨時軍事費 一時賜金	補助金	出資投資	国債費	その他						
(1912) 大正1年	555	258	27	24	21		11	-	142	13	297	8	56	-	261	
2	538	256	28	27	22		11	-	143	15	282	9	77	-	268	
3	612	245	109	25	22	0.3	12	6	147	13	267	9	62	46	324	
(1915) 4	547	266	71	16	25	0.4	8	-	120	16	281	9	52	20	272	
5	551	248	50	21	26	2.4	10	-	116	15	303	10	55	19	327	
6	626	276	51	23	27	0.2	11	-	126	18	416	11	101	34	556	
7	955	372	138	26	29	0.1	7	-	137	25	583	14	109	125	831	
8	1088	219	22	6	41	2.1	5	-	111	28	869	20	207	142	1239	
(1920) 9	1212	280	76	16	57	2.5	6	-	95	30	992	26	249	217	1424	
10	1310	296	56	21	75	5.8	6	-	112	26	1214	22	266	101	1412	
11	1224	302	54	27	76	4.4	6	-	115	25	921	46	301	72	1247	
12	1211	292	61	25	86	1.2	7	24	162	27	918	54	219	26	1217	
13	1416	477	56	22	127	0.8	7	24	188	47	929	57	254	22	1272	
(1925) 14	1252	520	61	22	122		7	26	221	40	822	62	227	2	1124	
昭和1 1	1295	524	65	29	125		7	12	222	42	871	71	229	-	1221	
2	1266	556	55		145			1	222	72	1209	71	202		1422	
3	1215	552	55		147				226	70	1257	81	220		1562	
4	1226	524	22		150				220	71	1202	27	220		1522	

B-1-(1) 地方政府收入

(千円)

	直接税及税外負担	間接税 (1)	事業剰余等	合計	[参考] 其他收入	
1.879 明治12年	6 21.7	1.8 62.2		2.5 39.2	1 35.2	
1.880 13	7 12.7	2.1 81.0		2.8 93.8	1 9.1	
14	8 37.9	2.6 86.6		3.5 245	2 0.5	註：(1)其他收入を含む。
15	9 27.0	2.8 22.1		3.7 51.2	2 0.57	
16	9 21.5	2.6 92.3		3.6 13.8	1 8.5	
17	9 27.0	2.7 95.1		3.7 22.1	2 9.6	
1.885 18	7 9.9	2.4 49.4		3.2 4.9	2 5.2	
19	1.0 9.43	2.6 87.1		3.7 81.4	4 1.81	
20	9 9.87	2.4 99.4		3.4 9.81	3 5.73	
21	9 22.8	2.5 73.4		3.5 46.2	3 9.4	
22	1.0 39.1	2.4 37.8	4.41	3.5 21.1	4 8.23	
1.890 23	1.1 26.4	2.5 23.8	7.13	3.7 7.16	5 5.68	
24	1.1 44.8	2.7 44.5	1 0.83	3.9 97.7	7 7.52	
25	1.2 11.2	3.3 33.8	1 2.02	4.6 65.3	1.2 27.2	
26	1.2 46.2	3.5 16.3	1 2.67	4.8 89.2	1.3 0.65	
27	1.3 36.4	3.5 79.0	1 3.33	5.0 48.8	1.2 81.0	
1.895 28	1.5 22.4	3.8 16.3	1 4.92	5.4 8.81	1.3 4.29	
29	1.8 42.4	4.5 29.7	1 5.01	6.5 22.2	1.6 1.69	
30	2.2 27.7	5.1 0.06	1 7.58	7.5 0.42	1.7 5.22	
31	2.7 14.2	6.0 13.0	1 6.53	8.8 9.25	1.8 4.74	
32	3.2 85.6	6.4 0.65	2 7.15	9.9 6.37	1.6 3.03	
1.900 33	3.7 28.8	7.2 9.41	3 6.55	11.4 3.85	1.7 1.36	
34	4.3 0.17	7.7 8.23	2 6.54	12.3 4.96	1.7 6.21	
35	4.6 83.3	7.9 21.4	2 9.86	12.9 0.34	1.4 8.21	
36	4.6 48.5	8.0 9.02	3 2.50	13.0 6.38	1.7 3.88	
37	3.7 6.0	6.4 36.1	3 2.14	10.5 2.55	1.6 8.10	
1.905 38	4.2 0.23	6.8 97.3	3 8.78	11.4 87.4	1.7 0.79	
39	5.1 7.25	7.8 1.64	4 5.40	13.4 4.30	2.1 4.27	
40	6.6 4.99	9.4 0.87	5 0.63	16.5 6.50	2.5 9.73	
41	8.0 7.37	10.2 2.16	6 0.37	18.8 9.90	2.9 2.21	
42	8.7 5.77	10.8 9.78	8 2.82	20.4 8.37	2.9 3.07	

B-1-(1) 地方政府収入-つづき

(千円)

	直接税及税外負担		間 接 税		事業剰余等	合 計		(参考) 其他収入		
				(1)						
1910 明治43年	9.0	65.4	12.0	88.7	8	79.6	220	338	3.7	37.9
44	9.7	68.3	12.8	70.3	5	25.6	301	042	11.1	87.8
大正 1	11.5	48.9	14.1	63.8	4	6.78	261	80.7	4.6	6.86
2	11.7	96.2	12.9	44.1	5	33.0	252	73.4	4.6	4.36
3	11.8	61.9	12.8	37.1	4	9.93	251	98.5	3.4	9.40
1915 4	12.1	53.6	12.5	02.8	7	6.68	252	23.3	3.2	5.68
5	13.0	46.2	13.3	89.6	6	5.31	226	88.9	3.7	8.47
6	15.5	83.0	15.8	95.1	9	10.1	323	88.3	4.4	15.7
7	20.3	74.0	20.0	06.6	11	4.15	415	22.3	7.1	7.66
8	22.5	30.7	25.9	55.3	10	8.82	595	74.4	7.3	8.35
1920 9	37.4	75.6	34.3	59.2	12	90.5	731	25.3	8.0	32.5
10	40.3	86.0	40.4	28.7	16	34.4	824	49.2	10.3	0.95
11	46.0	0.99	54.3	24.8	17	45.7	1004	35.4	18.2	3.72
12	39.4	0.93	51.7	7.76	24	33.8	936	20.8	1.71	6.13
13	44.8	14.9	50.6	10.1	26	5.62	980	81.2	14.2	8.35
1925 14	45.2	58.1	54.1	83.8	28	87.1	1023	29.1	15.8	8.98
昭和 1	47.6	37.5	55.6	98.2	29	6.37	1065	94.4	15.6	1.36
2	44.2	62.1	60.2	27.0	31	42.6	1076	20.4	17.3	2.21
3	47.6	27.5	65.5	01.0	32	26.0	1163	54.6	20.7	6.72
4	48.0	69.9	68.3	73.9	29	31.5	1193	75.4	22.7	4.67

B-2(1) 地方政府支出

(千円)

年次	賤貨と用役の購入	内 訳		振替支出 (社会事業)	政府貯蓄	合 計
		消 費	資本支出			
1879 明治12年	21,569			75	3,697	25,262
1880	24,022	19,073		4,949	4,856	28,928
	23,075			81	12,088	35,245
	26,684	21,986		9,698	746	37,512
	25,092	26,928		8,164	963	36,138
	34,412	27,565		6,846	2,704	37,221
1885	28,909	22,816		6,093	3,410	32,404
	23,235	27,554		5,680	4,471	37,314
	30,545	25,225		5,320	4,335	34,981
	32,642	27,234		5,407	2,742	35,462
	34,505	26,112		8,293	887	35,211
1890	28,136	27,661		10,474	△ 523	37,716
	29,291	26,017		7,374	6,479	39,977
	42,925	33,149		9,846	3,554	46,653
	38,646	29,483		9,162	10,086	48,892
	47,605	35,804		11,800	2,743	50,488
1895	51,149	41,445		9,703	9,574	54,881
	54,722	40,486		14,235	10,340	65,222
	72,483	54,433		18,049	2,413	75,042
	82,346	64,305		18,041	6,327	88,925
	94,304	73,688		20,616	5,224	99,637
1900	107,872	81,251		26,620	6,372	114,385
	127,560	101,485		25,574	△ 4,236	123,496
	125,491	96,415		29,075	3,288	129,034
	129,847	97,228		32,618	480	130,638
	96,650	78,669		17,980	8,303	105,255
1905	106,286	86,582		19,703	7,273	114,874
	125,223	101,101		24,121	8,885	134,470
	165,070	121,376		33,694	262	165,650
	182,811	143,860		38,950	5,806	188,990
42	191,405	159,571		31,833	12,924	204,837

B-2-(1) 地方政府支出一つづき

(千円)

年次	賤貨と用役の購入	内 訳		振替支出 (社会事業)	政府貯蓄	合 計
		消 費	資本支出			
1910 明治43年	213,840	169,997	43,842	573	5,984	220,338
44	310,734	261,890	48,844	751	△10,443	301,042
大正 1	268,604	224,702	43,902	1,178		261,807
2	252,672	177,786	74,885	1,216		252,734
3	252,708	179,576	73,131	1,502		251,985
1915 4	236,167	171,529	64,638	1,326		254,233
5	234,633	181,311	53,321	1,479		276,889
6	286,172	205,271	80,900	1,430		323,883
7	350,370	264,918	85,452	12,503		415,223
8	503,962	383,349	120,613	15,100		545,744
1920 9	762,675	544,087	218,588	10,317		731,253
10	848,441	601,461	246,980	9,057		824,492
11	1,010,938	688,977	321,960	11,914		1,004,354
12	966,374	666,373	300,001	18,817		936,208
13	982,300	690,925	291,375	16,093		980,812
1925 14	1,022,733	716,179	306,554	23,275		1,023,291
昭和 1	1,096,012	757,948	338,064	20,597		1,065,944
2	1,198,798	811,080	387,718	21,409		1,076,204
3	1,282,626	844,520	438,105	19,184		1,163,546
4	1,192,779	826,544	356,235	18,655		1,193,754

注：この資本支出は 土木費と電気ガス事業費よりなる。最終的な表では 江見・ロフスキー推計により置きかえて再計算を行なった。